

まな
みんなで学ぼう

まちだしこ じょうれい
町田市子どもにやさしいまち条例



まちだし こ さいぜん りえき だいいち かんが
町田市では、子どもにとっての最善の利益を第一に考え、

こ しあわ く こ めざ
子どもが幸せに暮らすことができる「子どもにやさしいまち」を目指し、

みらい にな こ してん た
未来を担う子どもたちの視点に立って、

まちだしこ じょうれい ねんど せいてい
【町田市子どもにやさしいまち条例】を2023年度に制定しました。

ほん つか まちだしこ じょうれい まな
この本を使って、「町田市子どもにやさしいまち条例」について学んでみましょう。

こどもにやさしいまち

こどもにとって **もっと** 最もよいことを **だいいち** 第一に **かんが** 考え、こどもが **しあわ** 幸せに暮らすことができる「こどもにやさしいまち」を **じつげん** 実現するために、こどもも大人も「こどもの権利」を **りかい** 理解して、**まも** 守っていくことが **じゅうよう** 重要です



もくじ

1. こどもみんなが持っている「こどもの権利」 3
2. まちだしの「こどもの権利」のあゆみ 4
3. 条例へのこどもの声の反映 5
4. 条例を見てみよう 6
5. こどもの権利 8
 【ワークシート】考えてみよう！「こどもの権利」 10
6. 大人の責務 12
7. 施策の推進 15
8. 自分の意見を聞いてほしい！と思ったら 16
9. まちだしにある「こどもの居場所」 17
10. 悩みがあったら相談しよう 18

「まちだしこどもにやさしいまち条例」って初めて聞いたけど、「こども」って書いてあるし、なにか自分たちに関係があるのかな？



まちだしが目指す、「こどもの権利」が守られて、こどもが幸せになる「こどもにやさしいまち」を実現するための大事なことが書いてあるよ。



「条例」ってどういう意味なんだろう？



「条例」は、まちに住むみんなが安心して暮らすために、市で決めたルールのことなんだ。



この副読本では「こどもの権利」と、「こどもの権利」を守るための「大人の責務」や取組の説明をしていくよ。

1. 子どもみんなが持っている「子どもの権利」

「子どもの権利」って、なに？



「子どもの権利」とは、子どもが、人間らしく、幸せに生きられ、健康に成長するために特に大事にする必要があるものだよ。

「子どもの権利」を世界で守るために「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」があるんだ。

条約に定められている権利は大きく分けると、下の4つになるよ！

4つの「子どもの権利」（子どもの権利条約）



すばしよ たもの いりよう う いのち まも
住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



べんきよう あそ う のうりよく じゅうぶんの
勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



ふんそう ま なんみん ほご ぼうりよく さくしゅ
紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



じゆう いけん あらわ だんたい
自由に意見を表したり、団体をつくったりできること



紛争とか難民って書いてあるけど？

子どもの権利条約は、世界の子どもを守るためのルールなんだ。
町田にいる子どもたちのための「子どもの権利」を
「町田市子どもにやさしいまち条例」ではあらわしているよ。



2. 町田市での「子どもの権利」のあゆみ

【町田市子ども憲章】

「町田市子ども憲章」は、「青少年健全育成都市宣言30周年記念事業」の一つとして制定されたもので、子どもと大人の委員による「子ども憲章実行委員」が作りしました。

はじめは大人の委員が考えた憲章の案について話し合いをしていましたが、大人の考えた憲章の案に疑問をもった子ども委員が自分たちの意見で案を作り直しました。子どもの意見を大切にしてくられた「町田市子ども憲章」は、今も地域活動の中で活かされています。

町田市子ども憲章 ～7つの要素～ (1996年5月11日制定)

人権尊重社会の
実現

自主性の確立

個性の尊重

命の大切さ

学ぶ心の大切さ

友情の大切さ

夢を追う気持ち

【子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)】

町田市では、「町田市子ども憲章」を始まりとして、「町田創造プロジェクト(MSP)」「子ども委員会」「市民参加型事業評価」(詳細は P16 参照)など、子どもが社会に参加できるよう取り組んできました。このことがユニセフ日本協会に評価され、2021年度から町田市は「子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)」の実践自治体として活動を行っています。

この活動は、「子どもの権利条約」を自治体レベルで実際に取り組むための、ユニセフが主唱する世界的な活動です。

3. 条例への子どもの声の反映

イベントやアンケートを行い、子どもから意見を直接聴くことで、子どもが感じている大事なことを条例に取り入れています。

① シール投票「考えてみよう！子どもの権利」

(2022年6月4日(土)～6月24日(金)開催)

みんながどの権利を大事にしているかを知るため、子どもセンターでシール投票を行いました。小さな子どもから大人まで1273人に「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の中で、「大切だと思う権利」と「守られていないと思う権利」を投票してもらい、条例づくりの参考にしました。



④ 若者が市長と語る会

(2022年11月5日(土)、11月12日(土)開催)

市長と若者の意見交換で出た意見「夢は社会体験を通して持つもの」は第16条に反映されています。



② 子ども参画ミーティング「考えてみよう！

子どもの権利」(2022年9月19日(月・祝)開催)

中学生からおおむね18歳までの23名の参加者に条例案を読んでもらい、意見交換をしました。「人によって成長が違うので、年齢で区切るのはいかしくない」という意見を取り入れ、条例第4条・第16条の文章を「年齢に応じて」から「成長に応じて」に変更しました。



⑤ 子ども参画ミーティング「考えてみよう！

子どもの権利」(2023年5月14日(日)開催)

中学生から概ね18歳までの21名の参加者が前文や条例制定後の周知活動について、意見交換をしました。



③ 「(仮称)町田市子どもにやさしいまち条例」を 考えるためのアンケート調査

(2022年10月11日(火)～25日(火)開催)

市内小中学校・都立高校へアンケートを実施しました。学校の協力により、回答率は小・中学校76.8% 高校生95.4%と、たくさんの意見が聴けました。

子どもの意見が条例に反映されているんだね。

子どもにとって大事なことは、子どもにちゃんと聴かないとわからないからね。



4. 条例を見てみよう



子どもにやさしいまち

ぜんぶん
前文

だい しょう そうそく
第1章 総則

だい しょう もくてき だい しょう ていぎ
第1条 目的 第2条 定義

だい しょう こ けんり
第2章 子どもの権利

だい しょう い けんり だい しょう まも けんり
第3条 生きる権利 第5条 守られる権利

だい しょう そだ けんり だい しょう さんか けんり
第4条 育つ権利 第6条 参加する権利

だい しょう こ けんり ほしょう おとな せきむ
第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

だい しょう おとな せきむ だい しょう ちいきじゅうみん せきむ
第7条 大人の責務 第10条 地域住民の責務

だい しょう ほごしゃ せきむ だい しょう じぎょうしゃ せきむ
第8条 保護者の責務 第11条 事業者の責務

だい しょう しせつかんけいしゃ せきむ だい しょう し せきむ
第9条 施設関係者の責務 第12条 市の責務

だい しょう こ けんり ほしょう すいしん
第4章 子どもの権利の保障の推進

だい しょう こ けんり ふきゅう
第13条 子どもの権利の普及

だい しょう けんり しんがい きゅうさい
第14条 権利の侵害からの救済

だい しょう ゆうがいまた きけん かんきょう ほご
第15条 有害又は危険な環境からの保護

だい しょう こ いばしょ
第16条 子どもの居場所づくり

だい しょう こそだ かていとう しえん
第17条 子育て家庭等への支援

だい しょう いけんひょうめいおよ さんかく そくしん
第18条 意見表明及び参画の促進

だい しょう こ じょうほうはっしん
第19条 子どもへの情報発信

だい しょう しさく すいしん
第5章 施策の推進

だい しょう けいかく さくていおよ こうひょう
第20条 計画の策定及び公表

だい しょう けんしょう
第21条 検証

ぐたいか
具体化

まちだし
町田市の
こ けんり
子どもに関する計画

ここからは、町田市が自指している
「子どもにやさしいまち」がどんなものなのか学ぼう！
まずは条例がどんな構成で作られているのか、
見てみよう。



条例の構成

この地域「まちだ」で望み、目指す
なりたいまちの姿は
「子どもにやさしいまち」

市民や事業者、そして議会や市役所が
考えて、行動して、実現する
「子どもにやさしいまち」

「子どもにやさしいまち」になるために、
子どもたち自身が、
自分にとって大事なことを自分で決められるまちであること
意見を言い、実行しているまちであること
たとえうまくいなくても、やり直すことができるまちであること
そのために、みんなが、同じ想いで、つながり、
それぞれの立場で活動しているまち
そして、何よりもお互いが支えあう
「子どもにやさしいまち」

町田市は、「子どもの権利」が大人にも子どもにも認知され、
定着し、守られて、かけがえのない大切な存在である子どもが、
人との関わりを通して成長していけるように、
「子どもにやさしいまち」を目指します。

未来を担う子どもたちの視点に立ち、子どもの最善の利益のために、
町田市はこの条例を制定します。

「前文」には条例の目的や内容で、
特にみんなに伝えたい
大切なことが書いてあるよ。



大人も子どももみんな考えて行動して、支えあって
「子どもにやさしいまち」を指そうって、書いてあるね。

5. 条例における「子どもの権利」

4つの「子どもの権利」を、町田市の子どものわかりやすいようにあらわしています。

生きる権利

育つ権利

守られる権利

参加する権利

ここでは「子どもの権利」と、

その権利を守るために大人がすること（大人の責務）を説明します。

生きる権利

子どもの権利

- 食事ができて、寝る場所があって、安心して暮らせること
- 愛情と理解をもって大事にされること
- 病気の時に病院に行けること

大人が
すること

- 子どもが愛され安心して暮らせるような環境をつくれます。
- 子どもを取り巻く危険な環境から子どもを守るため、安全な環境をつくれます



子どもが健やかに暮らせるように、家庭はもちろん地域全体で子どもを見守っているよ。子ども食堂での栄養のある食事の提供などがいい例だね。

育つ権利

子どもの権利

- 安心して休んだり、自由に遊んだり、勉強したりできること
- スポーツや文化に触れるなど、いろいろな経験ができること
- ひとりの人間として尊重され、ありのままの自分でいられること
- 困ったときに相談や、助けを求めることができること

大人が
すること

- 子どもが自分らしく、自由に活動できる場所をつくれます
- 子どもがいろいろな経験ができる機会を提供します

学校での勉強はもちろん、冒険遊び場や公園での遊びも、育つための権利だよ。子どもなら誰でも利用できる子どもセンターは、自由に過ごしたり、困りごとを職員に相談したりできるよ。



守られる権利

子どもの権利

- 暴力や虐待、差別から守られること
- 成長が妨げられる状況から守られること
- 自分の情報を勝手に使われないこと
- 状況に応じて、必要な支援を受けられること

おとな
大人が
すること

- 暴力や虐待、差別から子どもを守ります
- 「子どもの権利」の侵害から子どもを守ります



子どもの権利が侵害されたときに守ってもらえることだよ。
悩みがあったら、まこちゃんダイヤルに相談してね。
虐待や暴力を受けたらすぐに相談して！
児童相談所・警察・市役所みんなで助けに行くよ。

参加する権利

子どもの権利

- 自分のことや、自分にかかわることについて意見が言え、その意見が大事にされること
- 考えるために必要な情報を知ることができること
- 自分の意志で仲間をつくったり、仲間と過ごしたりできること

おとな
大人が
すること

- 子どもが意見を表明し、社会に参画できる機会を提供します
- 子どもが意見を考えるために必要な情報や知識を提供します
- 子どもの話を聴き、その意見を尊重します

家のルールや、学校の校則など身近なことから、
若者が市長と語る会で町田市に意見を伝えることも、
子どもが考え、意見を伝え、社会の一員としてその意見が大事にされることだよ。



【ワークシート】 ^{かんが} 考えてみよう！「^こ子どもの^{けんり}権利」

4つの「子どもの権利」のうち、どの権利が大事だと感じましたか？

8ページと9ページを^{さんこう}参考にして、○を付けてみよう。



^{えら}選んだ^{りゆう}理由

^{えら}選んだ^{けんり}権利を守るために、^{まも}大人に^{おとな}どんなことをしてほしい？



^{おとな}大人にしてほしいこと

^{おとな}大人がしなくてはいけない、【^{こえ}子どもの^き声を聴く】こと

^こ子どもにとって^{いちばん}一番よいことは子ども^{じしん}自身に^き聴かないと^わわかりません。

^こ子どもにとって^{だいじ}大事なことを大人^{おとな}だけでは^き決めず、子どもに^きどうしたいかを

^{たず}尋ねなければなりません。^{ほか}他の^{だれ}誰でもない^{かえ}かけがえのない^{そんざい}存在である子どもが^{けん}健やかに

^{せいちょう}成長できるように、^{おとな}大人は^こ子どもの^{こえ}声に^{みみ}耳を^{かたむ}傾け、その^{いけん}意見を^{そんちよう}尊重します。



家のルールや、学校の校則を変えてほしいって言うてもいいの？
わがままって言われない??



意見や考えを伝えることはわがままじゃないよ。
大人は、子どもの話を聴いて、一緒に考えて、子どもの意見を尊重しなくてはいけないんだ。
子どもに聴かないと、子どもが大事にして欲しいことは分からないしね。

子どもが大事にしてほしいことを、大人に伝えてもいいんだ！



そうだよ！子どもが安心して大人に意見を伝えることができ、
大人がその意見を尊重することは「子どもにやさしいまち」に必要なことだよ。
そんな「子どもの権利」が守られ、大人に意見を伝えられる「子どもにやさしいまち」
を考えてみよう。



「子どもにやさしいまち」のイメージを書いてみよう

「子どもにやさしくないまち」のイメージを書いてみよう



6. 大人の責務

大人は、子どもが幸せに暮らせるように、「子どもの権利」を守ります。

子どもが自分自身のことを自分で決めて、それをみんなに伝えて実行できる

ように、大人は子どもの意見を聴き「子どもの権利」を守っていく必要があります。

また、子ども自身が「子どもの権利」を理解し、自分の権利も他人の権利も大切に
する人間に成長できるように手助けをします。

ここでは「保護者」「地域住民」「施設関係者」「事業者」「市」がそれぞれの立場
で守らなくてはならない責務を紹介します。

保護者の責務

(親、里親など子どもを育てる人)



- 子どもにとって一番いいことは何かを考え、
子どもが幸せに暮らし、健やかに成長できる
ように子育てを行うこと
- 必要な時には市に相談して、助けを求めること

「大人の責務」とは
「子どもの権利」を守るために
大人がすべきことだよ。



施設関係者の責務

(小・中学校の先生、保育所、子どもセンター、学童保育の職員など)

- 施設の安全を保ち、子どもが安心して暮らせる場所を
つくること
- 子どもの学びの支援を行うこと
- 子どもの持つ可能性と能力を最大限に伸ばすこと
- 子どもがたとえ失敗したとしても、
やり直し、成長できるように助言や支援を行うこと



地域住民の責務

(近隣住民、子どもの生活圏にいる大人)

- 子どもがりのままの自分で行っていることができる場所や、
様々な人と触れ合う環境をつくること
- 市が行う子育てしやすい環境づくりに一緒に
取り組むこと





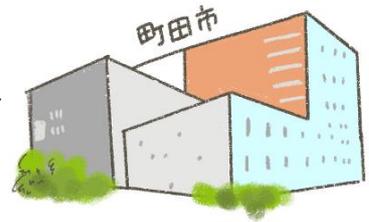
事業者の責務 (企業、そこで働く人など)

- 子育てと仕事の両立ができる職場にすること
- 子どもと一緒に働く人が、子どもの権利について理解を深めることができる取組を行うこと
- 会社の活動が、子どもの権利の侵害につながらないよう気を付けること



市の責務

- 保護者、施設関係者、地域住民、事業者と協力して、子どもに関する施策を行うこと
- 「子どもの権利」守るために保護者、施設関係者、地域住民、事業者へ必要な支援を行うこと



子どもに関わる大人の一人ひとりが「子どもの権利」を守るための責務を果たし、
 子どもの意見を聴き、その意見が社会で大切にされるよう、
 大人は協力して「子どもにやさしいまち」をつくっていきます。





じょうれい しょう せい こ けんり まも おとな こ こ
 条例では、市は「子どもの権利」を守るために、大人にも子どもにも「子どもの
 けんり し りかい しゅうち けいはつかつどう おこな せきむ
 権利」を知り、理解してもらえるように周知と啓発活動を行う責務があります。

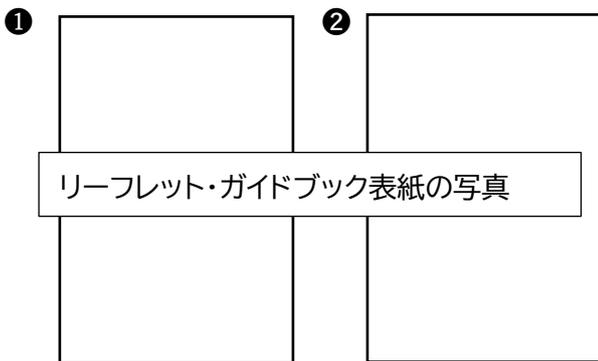


広報まちだ（2023年2月1日号）
 「考えてみよう！子どもの権利」

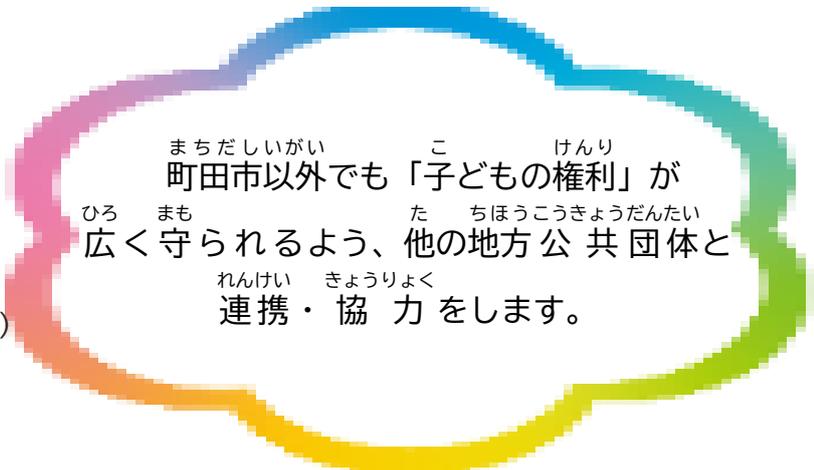


「『町田市子どもにやさしいまち条例』の制定に
 むけた取組と、子ども・若者の参画について周知し、
 条例への関心を高める啓発活動を行いました。

まちだそうぞう
 町田創造プロジェクト（MSP）が1からアイデア
 を出し合いながらPRポスターを作成しました。
 子どもたちの目に留まり、興味を持ってもらえる
 ようポスター全体を楽しい雰囲気にする事で、
 小学生などの子どもたちの目に留まりやすくしま
 した。



- ①リーフレット
 「町田市子どもにやさしいまち条例」（小学生向け）
- ②ガイドブック
 「町田市子どもにやさしいまち条例」



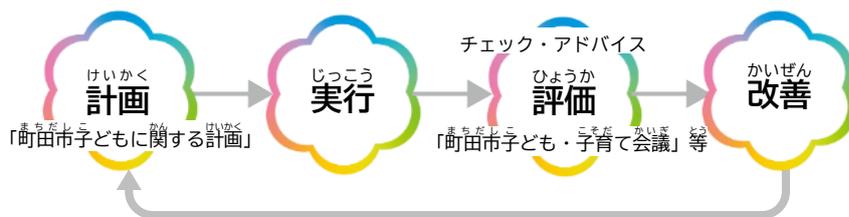
まちだしいがい こ けんり
 町田市以外でも「子どもの権利」が
 ひろ まも た ちほうこうきょうだんたい
 広く守られるよう、他の地方公共団体と
 れんけい きょうりょく
 連携・協力をします。

7. 施策の推進

大人がみんなで「子どもの権利」を守ってくれるんだね。
でも、大人がちゃんと「子どもの権利」を守って、
子どものための施策や計画を行っているか誰かが
チェックしてくれるのかな？



町田市では子どもに関する施策や計画の効果を定期的にチェックしているよ。
新しく子どもに関する施策や計画に取り組む時には、前の取組をチェックして、
次に活かしていくよ。取り組みも市役所だけで決めないで、保護者の代表や
専門家が参加する「町田市子ども・子育て会議」からアドバイスをもらうよ。



(図) 施策を進めていく流れ



「町田市子どもにやさしいまち条例」より抜粋

(計画の策定及び公表)

第20条 市は、子どもにやさしいまちを実現するため、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響する施策(以下「子どもに関する施策等」といいます。)について、計画を策定します。

2 市は、前項の計画を策定した時にはこれを公表します。

(検証)

第21条 市は、子どもに関する施策等の実施状況について、定期的にその効果を検証し、その結果を公表します。

2 市は、前項の規定による検証を行うに当たっては、町田市子ども・子育て会議条例(平成25年10月町田市条例第36号)第3条第3号の規定により町田市子ども・子育て会議に諮問を行います。

計画

実行

評価

改善

8. 自分の意見を聞いてほしい！と思ったら

町田市では、子どもの意見も聴いて計画などを作っていることが分かったよ。

僕は、町田市にもっと自然を増やしたいし、子どもが無料で遊べる場所をつくってほしいと思っているよ。僕の意見も大人に聞いてほしいな。



町田市では「町田創造プロジェクト (MSP)」「子ども委員会」のメンバー募集や、「町田市市民参加型事業評価」などで、子どもの意見を大人が聴く機会をつくっているよ。



僕も参加してみたい！ ともだちも誘ってみよう！



町田創造プロジェクト(MSP)

町田の魅力を発信し、町田の未来を考える若者グループが活動を行っています。



- 対象：市内在住、在勤、在学の15～18歳の方（中学生を除く）
- 活動日時：原則第1・3月曜日、17時～19時
- 場所：町田市庁舎 または子どもセンターまあち
- 申込方法：児童青少年課 青少年係
MSP担当者まで電話またはメール
- 【連絡先】042-724-4097
- 【メール】mcity4130@city.machida.tokyo.jp

子ども委員会



子どもセンターのルールやイベントをみんなで話し合って決めていきます。

- 対象：小学3年生から18歳まで
- 活動日時：委員会により異なります。
- 場所：各子どもセンター
- 申込方法：各子どもセンターへ

町田市市民参加型事業評価



市の事業を子どもがチェックし、改善に向け子ども意見を取り入れます。

町田市の事業の問題や課題等を高校生評議員が評価します。
町田市は課題の解決策を考え、事業の改善につなげます。

9. 町田市にある「子どもの居場所」

町田市では、子どもが安心して過ごせる居場所づくりに取り組んでいます。市内に5か所ある「子どもセンター」は、子どもは誰でも利用できます。子どもの意見を取り入れた音楽スタジオや自習スペースなど、自由に過ごすことができます。



自分の家に一番近い

子どもセンターはどこかな？

10時から21時まで利用できるよ

子どもセンターぱお

電話番号 042-775-5258

住所 町田市相原町2025-2

子どもセンターばあん

電話番号 042-788-4181

住所 町田市金森4-5-7

子どもセンターただON

電話番号 042-794-6722

住所 町田市忠生1-11-1

子どもセンターつるっこ

電話番号 042-708-0236

住所 町田市大蔵町1913

子どもセンターまあち

電話番号 042-794-7360

住所 町田市中町1-31-22

町田市には「子どもセンター」のほかにも子どもクラブ、冒険遊び場、図書館など子どもが自由に使い、過ごせる子どもの居場所があります。他にどんな場所があるか、ホームページに載っている「子どもの居場所」を見てみよう。

町田市 子どもの居場所



で検索

二次元
コード

あなたにとって、安心して過ごせる場所や落ち着ける場所はどこかな？

10. 悩みがあったら相談しよう

「学校や家、友達、自分のことで悩みがある」「自分たちの権利が守られてない・・・」そんなときはひとりで我慢せず、相談してみましょう！

「お父さんお母さんが、いつもケンカしてる…」

「SNSに悪口がかかれてる…
どうしたらいいんだろう」

「ほかのきょうだいと違って、
わたしだけ無視されてつらい」

「学校でいじめられてるけど
誰にも相談できない…」

「親が忙しいから、きょうだい
やおばあちゃんの面倒を見ない
といけなくて大変」

「いつも両親に怒鳴られ
る。家に帰るのイヤだな」

つらいこと、苦しいこと、泣きたくなることはあるよね。
我慢したり、悩みを抱え込んだりしなくていいんだよ。
困ったときは、まこちゃんダイヤルに電話してみて！



子ども専用相談ダイヤル「まこちゃんダイヤル」

18歳までの子ども専用ダイヤルです。

困っていること、悩んでいること、なんでも相談できます。

ここに いるよ
☎0120-552-164

相談時間：月曜日～金曜日(年末年始除く)8:30～17:00



町田市子ども家庭支援センターの
ロゴマーク「まこちゃん」

そのほかの相談先

●チャイルドライン

でんわ そうだん
電話やチャットで相談できます。

【TEL】0120-99-7777

うけつけじかん)
【受付時間】

まいにち
毎日 16:00~21:00

●話してみなよ東京子供ネット

はな どうきょうこども
「いじめ」「体罰」「虐待」などについて

【TEL】0120-874-374

うけつけじかん
【受付時間】

へいじつ
平日 9:00~20:30

どにちしゅくじつ
土日祝日 9:00~17:00

●ヤング・テレホン・コーナー（警視庁少年相談室）

せんもん たんどうしゃ しんりしよくおよ けいさつかん しゅくちよく けいさつかん たいおう
専門の担当者（心理職及び警察官）や宿直の警察官が対応します。

【TEL】03-3580-4970

うけつけじかん じかん
【受付時間】24時間

●ここなび（町田市社会福祉協議会）

しょうがくせい こうこうせい こ せんよう とお そうだん
小学生から高校生までの子どもが専用サイトを通して相談できます。

相談はこちらから

二次元
コード

●こたエール（東京都）

かこうせいきゅう ふとうせいきゅう
架空請求、不当請求、ネットでのいじめ、

めいわく ゆうがい かん こま
迷惑メール、有害サイトなどのネット・ケータイに関するトラブルや困りごとについて

【TEL】0120-1-78302

うけつけじかん げつよう とうよう しゅくじつので
【受付時間】月曜～土曜（祝日除く） 15:00~21:00

●子ども人権110番（東京弁護士会）

子どもの人権に関する弁護士による相談

【TEL】03-3503-0110

【受付時間】

平日 13:30~16:30

17:00~19:45

土曜日 13:00~16:00



みんなで学ぼう！

町田市子どもにやさしいまち条例

【発行】 2024年●月

【問い合わせ】 町田市子ども生活部 子ども総務課

【TEL】 042-724-2876 【FAX】 050-3101-8377

【刊行物番号】 23-●●【刊行物番号】 23-●●

ねん
年

くみ
組

ばん
番

なまえ
名前